

答 申 書

宇部市廃棄物減量等推進審議会

令和元年（2019年）12月26日

宇部市長 久保田 后子 様

宇部市廃棄物減量等推進審議会
会長 関根 雅彦

宇部市指定ごみ袋の制度及びごみ搬入手数料の見直しについて（答申）

令和元年8月1日付け宇廃第278号により諮問のありました標記の件について、当審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の内容

指定ごみ袋の制度については、諮問の趣旨である、費用負担の公平性、更なるごみの排出抑制や分別に向けた市民意識の向上、また、将来のごみ処理施設の建設費用の節減を図る上で有効であることから、ごみの排出量に応じて、処理経費の一部を市民が負担する仕組み、いわゆる家庭ごみ処理の有料化を実施することが適当と認めます。

また、事業系ごみを中心としたごみ処理施設に直接搬入されるごみの搬入手数料については、これまで事業系ごみの削減のため、ごみ処理原価に基づく手数料の改定を行ってきているところであり、原価主義に基づく搬入手数料の見直しの時期としては適切であると認めます。

なお、答申にあたり当審議会で審議した内容の詳細については、以下に述べるとおりです。

2 家庭ごみ処理の現状と課題

宇部市では、平成12年10月からそれまでの資源ごみ、不燃ごみ、古紙の分別に加え、プラスチック製容器包装ごみ・紙製容器包装ごみの分別を開始し、平成14年11月から、週3回の燃やせるごみに、透明及び半透明の指定袋を導入し分別の促進による可燃ごみの減量化を図った結果、平成15年度には、収集可燃ごみの1人1日当たりの排出量は481gとなり、平成11年度の622gと比較して141g削減されました。

指定袋制度導入以降も、ごみ分別説明会・3R講習会や、子育て支援リユース事業の実施、段ボールコンポストの普及・啓発、古着・古布のリサイクル、ごみダイ

エット大作戦の展開など様々なごみの資源化・減量化のための施策を展開しており、ごみの減量に一定の効果があったものと考えられますが、平成 30 年度の 1 人 1 日当たりのごみの総排出量は 1,008g であり、本市の一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標値の 840g を大きく上回っており、全国平均の 920g（平成 29 年度）も上回っていることから、現状の取組だけでは、今後大きく可燃ごみを減らすことは困難な状況と思われま

す。一方で、本市のごみ処理に要する費用は毎年 19 億円程度を要しており、その削減も大きな課題となっています。

3 家庭ごみ処理有料化の効果と必要性

家庭ごみ処理の有料化は、平成 30 年 10 月現在で全国の 1,108 の自治体で実施されており実施率は 63.6%に達しています。また、山口県においても 13 の自治体で実施されており、その実施率は 68.4%となっています。（表 1 参照）

また、ごみ処理の有料化により、家庭においては費用負担を軽減しようとする動機づけがなされることから、ごみの排出抑制や分別の徹底によるごみの資源化・減量化が進むものと考えられます。事実、既に有料化を実施している自治体の多くでごみの減量化が図られています。（表 2 参照）

そのほか、有料化による効果としては、減量の努力をした人とそうでない人では費用負担に差が生じることから、ごみ処理費用の負担の公平化が図られることとなります。また、ごみ減量による将来のごみ処理施設の規模の縮小、ひいては、市財政の経費節減の効果も期待されます。

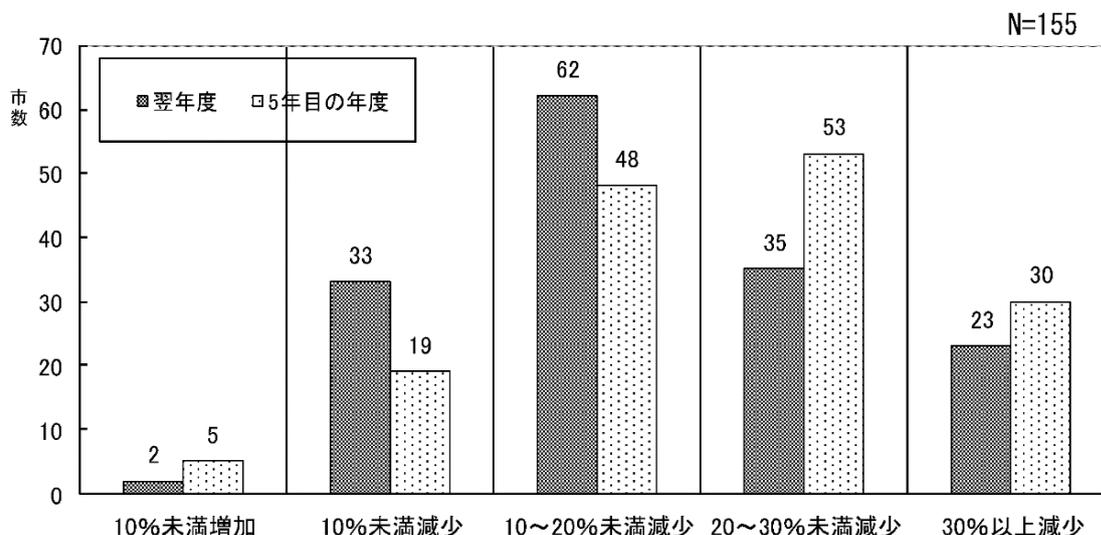
以上のことから、市民の意識改革、ごみ減量化・資源化・費用負担の公平化の推進と、将来的な市民負担の軽減を目的として、家庭ごみの有料化を導入することが必要と考えます。

一方で、有料化については、導入時には一時的にごみが増加するもののリバウンド現象や不法投棄の増加等も懸念されることから、市民への有料化の趣旨の十分な説明と、有料化と併せたごみ減量施策の推進、また不法投棄対策の強化なども実施していく必要があります。

表 1 全国及び山口県における有料化実施状況（平成 30 年 10 月現在）

	総数	有料化実施	実施率
全国	1,741	1,108	63.6%
山口県	19	13	68.4%

表2 有料化導入後の家庭系処分ごみ排出原単位減量効果別市数
(2000年度以降有料化導入・単純従量制155市)



注) 横軸は有料化導入前年度比での家庭系処分ごみ排出原単位の平均減量率。

(出展：東洋大学 山谷修作ホームページごみ有料化情報)

4 有料化の制度内容のあり方

(1) 有料化の対象

宇部市では、現在週3回収集の燃やせるごみの収集に指定袋の使用を義務付けています。現行の指定袋制度からのスムーズな移行を図る観点やごみの資源化を図る目的においても、既に指定袋による排出が義務付けられている週3回収集の燃やせるごみのみを有料化の対象とすることを提案します。

(2) 手数料の料金体系

ごみ処理手数料の料金体系については、資源化・減量化を促進すること、費用負担の公平性を確保すること、市民に分かりやすい制度とすること、事務経費が少ない制度とすることなどの観点から最適な方法を検討しました。様々な料金体系がある中で、排出量が一定量となるまでは手数料が無料で、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式である「一定量無料型」と、排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式である「排出量単純比例型」について比較しました。「一定量無料型」については、ごみの減量目標を市民に対して明確に意識づけることができる点においてメリットが大きいとの意見もありましたが、制度のわかりやすさや、費用負担の公平性、行政の運用負担の軽さなどそれぞれのメリットを比較し総合的に判断したところ「排出量単純比例型」の採用が適当であるとする結論に至りました。

表3 手数料の料金体系

	料金体系図※1	料金体系の仕組み
排出量単純比例型		<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)</p>
一定量無料型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>

(3) 手数料の負担額

手数料の負担額の検討に当たっては、ごみの減量化・資源化への効果、市民の受容性、近隣他市の料金水準、ごみ処理経費に対する負担割合の4点に留意して慎重に審議を行いました。

既に、有料化を実施している自治体のデータから料金設定が1円/ℓを超えると20%以上の減量効果が得られていること、その料金での宇部市の平均的な家庭での1か月の負担金額が192円となり市民が受容できる金額と考えられること、近隣他市の料金水準と比較して大きく変わらず、また全国の有料化実施自治体における料金水準と同程度である1円/ℓ程度の料金設定が適当であると提案します。

ただし、有料化実施後に実際の減量効果を検証し、必要に応じ料金水準を見直すことも必要であると考えます。(表4～表7参照)

(4) 手数料の徴収方法

手数料の料金徴収方法(媒体)は、「指定袋制」と「シール制」があげられ、いずれも指定袋やシールの製造原価、販売費等の原価(頒布するための事務手数料)に、処理手数料を加えた料金を販売額とし、市民は有料化された手数料を指定袋若しくはシールを購入することにより手数料を納付する仕組みです。

宇部市では既に週3回収集の燃やせるごみにおいて指定袋による収集を実施しており、市民に対する受容性が高いと見込まれることから「指定袋制」の採用が適当と考えられます。

また、指定袋制の中でも袋の製作費・委託料などの支出を自治体で予算化し一括購入し、手数料を含めた袋の販売価格を自治体があらかじめ決定する「一括購入・一括販売方式」と、自治体が袋の規格を定め、製造業者に自由に製造・販売させ、手数料はごみ袋代に上乗せし、卸売店または小売店から申告を受けた販売実績に従い自治体に納付させる「規格方式」があります。実際に制度を運用するに当たって

は、それぞれの方式の長所・短所を十分に比較検討し、本市においてよりふさわしい方式とすることを望みます。

表4 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率 (出典：環境省「有料化の手引き」)

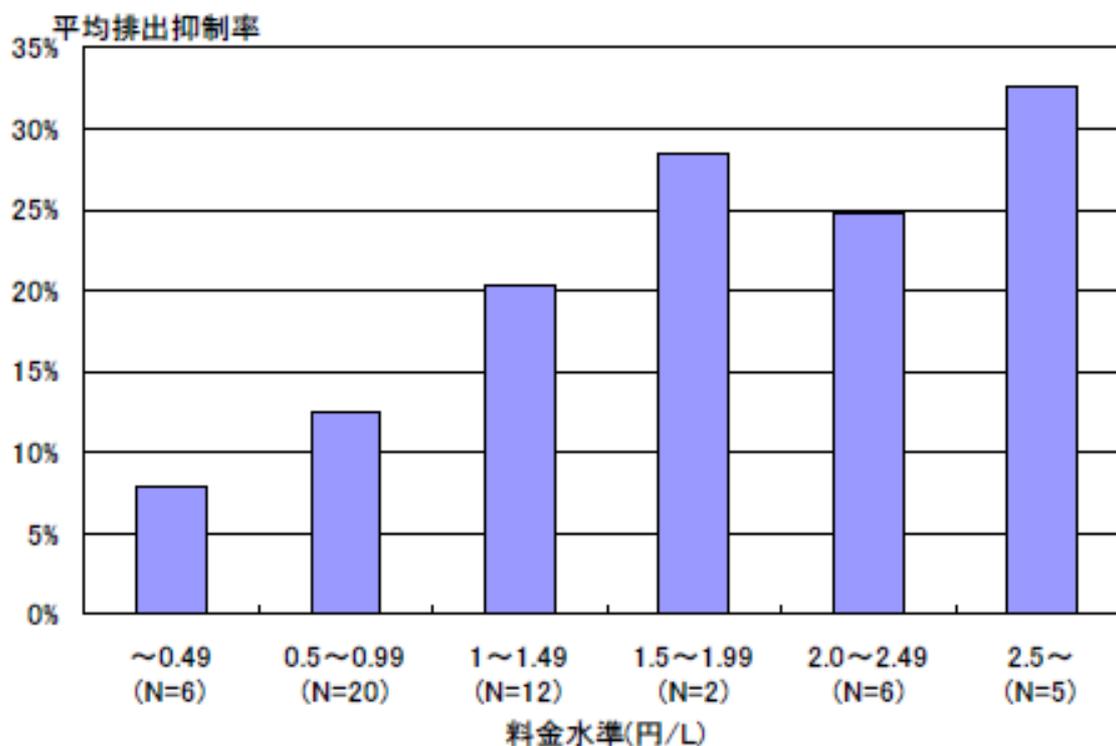


表5 料金水準別の負担額の試算

袋の使用枚数	料金水準 (1ヶ月当りの負担額)			
	0.5 円/L	1 円/L	1.5 円/L	2 円/L
40L 週3枚 13.5枚/月	270円	540円	810円	1,080円
40L 週2枚 9枚/月	180円	360円	540円	720円
40L 週1枚 4.5枚/月	90円	180円	270円	360円
40L 4.8枚/月 (宇部市の1世帯当たり平均)	96円	192円	288円	384円

表6 手数料料金水準の分布

(出典: 環境省「有料化の手引き」)

家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における料金水準分布
(大袋(40~45L)1枚あたりの価格)

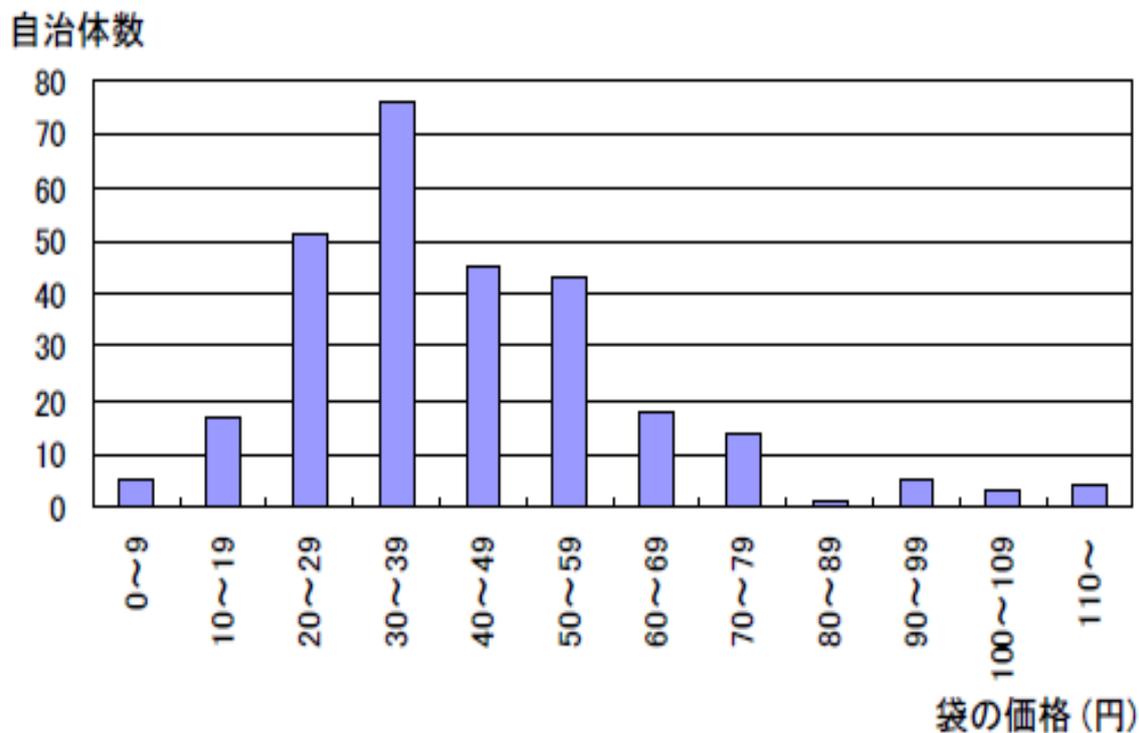


表7 近隣他市の料金水準

市名	指定袋金額 (1枚当たり)			1L当りの料金
	大	中	小	
下関市	30円 45L	20円 30L	12円 18L	0.67円
山口市	18円 45L	12円 30L	8円 20L	0.4円
防府市	13円 45L	12円 28L	9円 17L	0.29円~ 0.53円
岩国市	30円 45L	25円 30L	15円 20L	0.67円~ 0.83円
柳井市	30円 45L	20円 35L	10円 20L	0.5円~ 0.67円
美祢市	25円 50L	15円 30L	10円 20L	0.5円
山陽小野田市	袋代 +5円 45L	袋代 +4円 35L	袋代 +2円 15L	

(5) 指定袋の素材・種類

有料化の実施に際して、指定袋の素材にバイオマスプラスチック等を使用することについて検討するよう諮問されていまして、当審議会において検討しました。

バイオマスプラスチックは原料として主に植物などの再生可能な有機資源を使用することにより、枯渇が危惧され地球温暖化の一因とされている化石燃料にできるだけ頼らずに持続可能な社会の構築に貢献するだけでなく、焼却処分した際もカーボンニュートラルにより大気中の二酸化炭素濃度の上昇を抑えるという特徴があります。国においても令和元年5月31日に策定した「プラスチック資源循環戦略」において、重点戦略として再生材バイオプラスチックの利用促進を掲げ『可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう、取組を進めます。』としています。

また、京都市など一部の自治体では既に指定袋の素材の一部にバイオマスプラスチックを使用しています。民間企業においても、レジ袋や商品などにバイオマスプラスチックを使用しているケースが増えています。

しかし、バイオマスプラスチックの現状は、製造から廃棄までのライフサイクルにおけるトータルでの二酸化炭素排出量について、通常のプラスチックに比べて大きな削減効果が見込めないことや、コスト面で不利であることなどから、現時点でのバイオマスプラスチックの使用は時期尚早であるとの意見が多数を占めました。今後については、バイオマスプラスチックのコストなどを注視し、他自治体の動向も踏まえて使用について検討するよう提案します。また指定袋の素材については、省資源化や地域の活性化を図るため、廃プラスチックを再利用した地元企業の活用についても検討するよう提案します。

指定袋の種類については、現在の指定袋のサイズを基本としつつ市民のニーズや利便性等を考慮して新たな袋のサイズの検討を行うよう要望します。

5 家庭ごみ処理の有料化の実施に当たっての留意事項

(1) 市民への周知徹底と啓発活動

家庭ごみ処理の有料化の実施は、市民に対して新たな負担を求めるものであることから市民への早い段階での周知が必要であり、周知にあたっては、有料化の必要性や意義、仕組みなどを丁寧に説明し理解を得ることが重要です。広報誌やホームページ等あらゆる媒体を通じて市民に周知するとともに、校区単位での説明会の開催や環境衛生連合会等の地域団体と連携し、きめ細やかな説明を行うよう要望します。また、現在の指定袋からごみ処理手数料を含んだ新しい指定袋への切り替えについては、市民に混乱が生じないよう十分な移行期間を設けるよう要望します。

さらに、有料化実施後も、ごみの排出量や資源化の状況を市民に周知するこ

とにより、有料化による効果を示すとともに、ごみの減量や資源化についての情報提供を行うことで、市民の意識向上や行動変革を促す必要があると考えます。

(2) 事業者へのごみの発生抑制に対する要請

家庭ごみ処理の有料化は、排出者である市民のごみの減量化・資源化に向けた取り組みを促進することを目的としますが、資源ごみを含めた総量としてのごみの発生抑制を図っていくためには、市民のみならず、製造や販売過程における発生抑制の取り組みも合わせて行うことが重要です。長く使える製品や詰め替え商品など環境に配慮した製品の製造や、簡易包装による商品の販売などについて、事業者への要請を適切に行い、ごみの減量が確実に推進されることを要望します。

(3) 手数料の減免について

家庭ごみ処理の有料化の実施に当たっては、低所得者にとって過度の負担とならないよう配慮する必要があると考えます。ただし、減免措置を実施する際にも、有料化の目的であるごみ処理負担の公平性やごみ減量化の促進に支障がない範囲で行う必要があることから、対象を生活保護受給者に限定した上で、減免についても一律に行うのではなく、対象者の選択に委ねる方法などを検討する必要があると考えます。

その他、個人の努力によって減量することが困難な品目である「紙おむつ」については、その使用者に対して何らかの減免措置を講じる必要があるとの意見も出されました。

(4) 不法投棄・不適正排出対策について

家庭ごみ処理の有料化の実施に伴い、空き地や道路沿い等への不法投棄やごみステーションにおいて分別ルールに従わない方法で排出された不適正排出が増加する懸念があります。そのため、不法投棄や不適正排出の増加を防ぐための効果的な対策を行う必要があります。

① 不法投棄対策

不法投棄が多く発生している場所や今後発生しそうな場所に警告看板を設置し注意喚起するとともに県や警察と連携しパトロールを行うことも重要ですが、市民に対し、不法投棄が犯罪であることを十分に情報提供することが重要です。

② 不適正排出対策

不適正排出に対する対策としては、ごみステーションにおける啓発指導を行うとともに、不適正排出者に対する警告文書の送付や直接指導を行うなどきめ細やかな対応が必要となります。また、環境衛生連合会や自治会のごみ

減量推進員と連携した啓発活動も効果的と考えられます。

(5) 資源化・減量化を推進するための施策について

新たに発生する手数料収入について、その用途は市民がごみの資源化・減量化に取り組むための新たな施策に充てることで市民に有料化のメリットを実感してもらう必要があります。

本市で実現が望まれる施策として、現在、市内に2箇所しかない資源ごみの拠点回収施設について、市民の利便性向上を図るために、増設することが必要と考えます。また、生ごみを削減するための施策として、多くの自治体で実施されている、生ごみ処理容器の購入助成制度の復活や、市民が個人として取り組むことが困難な刈草・剪定枝の資源化などがあります。

指定ごみ袋の有料化と合わせて、様々な資源化・減量化施策を行うことで、ごみの減量が一層促進するものと考えられることから、これらの施策以外にも、市民の意見等を反映させながら効果的な施策に積極的に取り組むよう要望します。

6 事業系ごみの対策（搬入手数料の見直し）について

(1) 事業系ごみ処理の現状

宇部市では、これまで事業系ごみの減量に向けて、多量排出事業所に対する「資源化・減量化計画書」の提出や「ごみ減量等優良事業所」の認定、また、「やまぐち食べきり協力店」の登録などに取り組んできています。

また、焼却場においては、適正排出を目的に監視員を配置するなど、不適物搬入対策を実施してきました。

事業系ごみは景気の動向の影響もありますが、近年増加傾向に歯止めがかからない状況が続いたことから、平成29年度からは、焼却場の投入口において、事業者が搬入してきたごみを検査する「展開検査」を定期的実施し指導強化を図ったところ、平成29年度以降減少傾向に転じましたが、大きな減量効果は表れていません。

(2) 搬入手数料の見直しについて

宇部市では、焼却場へ直接持ち込まれるごみのうち約9割は事業系ごみとなっています。これらの、事業活動に伴って生じたごみは廃棄物処理法上、事業者の責務として、自らの責任において適正に処理することが義務付けられていることから、一定のごみ処理経費の負担は必要であると考えます。

焼却場に直接持ち込まれる際の搬入手数料について、本市では、随時見直しを行ってきており、現焼却場が供用開始前の平成14年度には、資源ごみとの手数料の格差をつけ経済的な誘導を図るため、原価主義に基づき平成12年度のごみ処理原価並の手数料を多量搬入分(100kg以上)に設定しました。

平成20年度には、可燃ごみの削減とリサイクルの向上を図るため、平成

21年度の想定ごみ処理原価並の手数料を多量搬入分に設定し、さらに、平成26年度には10kgを超え100kg未満500円を10kgごとの従量制とすることで、より搬入量に適した手数料体系としました。

搬入手数料については、これまでごみ処理原価に基づき、見直しを行ってきたことが、ごみ減量に対する動機付けとなり、増加傾向であったごみの減量に繋がっています。

搬入手数料の見直しについては、これまで、ごみ処理原価に基づいて行っていますので、今回もごみ処理原価に基づいて改定することが適当と考えます。

また、搬入手数料についても、ごみ処理手数料と同様に、実際の減量効果を検証しながら必要に応じ見直していくことを要望します。

なお、現在無料となっている10kg以下の持ち込みについては、家庭ごみの直接搬入を想定し設定されているところですが、家庭ごみ処理の有料化の実施に伴い不公平が生じるため有料とするよう提案します。

以上

資料 1

宇部市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

任期：平成30年5月15日～令和2年4月30日

	区 分	氏 名
市 民	自治会連合会	有部 正治
	環境衛生連合会	新谷 弘昌
	学生代表	安井 美智
	学生代表	高松 克志
	公 募	山根 好子
	公 募	角野 いづみ
学識経験者	山口大学	(会長) 関根 雅彦
	山口大学	吉本 信子
	宇部フロンティア大学	櫻井 菜穂子
	宇部工業高等専門学校	(副会長) 中野 陽一
事業者	大型店代表	田辺 亜由美
	飲食店代表	富岡 英雄
	資源回収業者	河村 竜太
	廃棄物処理業者	茂山 守
	ホテル・旅館業代表	阿部 正和
	老人福祉施設代表	隅田 典代
市長が必要 と認める者	環境サポートメイツの会	安井 敬子
	小学校教諭	菅野 弥生
	宇部市消費者の会	藤本 米子

資料 2

宇部市廃棄物減量等推進審議会 開催状況

開催日時		審議内容
第 58 回	令和元年 8 月 1 日 (木)	諮問書交付、指定ごみ袋の制度及びごみ搬入手数料の見直し
第 59 回	令和元年 8 月 27 日 (火)	指定ごみ袋制度見直し理由の妥当性、手数料の料金体系、手数料の徴収方法の検討、手数料の負担額についての検討
第 60 回	令和元年 9 月 24 日 (火)	手数料の料金体系、手数料の徴収方法の検討、手数料の負担額についての検討、指定ごみ袋の素材・種類
第 61 回	令和元年 10 月 24 日 (木)	ごみ搬入手数料の見直し理由の検討、ごみ搬入手数料の料金水準の検討、手数料の減免についての検討、指定ごみ袋制度変更に伴って生じる対策の検討、指定ごみ袋の素材・種類
第 62 回	令和元年 11 月 22 日 (金)	ごみ搬入手数料の見直し理由の検討、ごみ搬入手数料の料金水準の検討、答申内容の検討